



令和7年度 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る 計画（案）について

2024年5月28日



■ 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金とは

地域公共交通確保維持改善事業費補助金

生活交通の存続が危ぶまれる地域において、地域の特性に適した移動手段の提供等により
地域公共交通の確保・維持・改善の支援を目的とする。

地域公共交通確保維持事業

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

「地域公共交通計画」に定める、複数市町村にまたがる運行系統
であることなどの条件を満たす事業を対象に支援する補助金制度



海老名駅寒川駅線事業



補助金要綱の改正により、

- ・申請者が県から市町村の法定協議会（地域公共交通会議）に変更
- ・補助対象事業を地域公共交通計画に位置付けるとともに、当該事業に関する

『地域公共交通計画（別紙）』を地域公共交通会議で確認したうえで国へ申請
（資料番号1-2）

※県作成資料抜粋

	現行 (～R 5年度 (R6 年度計画申請))		新 (R 6年度 (R7 年度計画申請) ～)
申請者	都道府県（協議会） (神奈川県の場合：NT 協議会)		法定協議会 (神奈川県の場合：市町村法定協議会)
交付先	乗合バス事業者		法定協議会 又は 乗合バス事業者
計画	生活確保維持改善計画 (地域間幹線系統確保維持計画)		地域公共交通計画（別紙）ほか

① 地域公共交通計画（別紙※）の提出（R6.6.30締切）

従前：県 ⇒ 今後：法定協議会（地域公共交通会議）での協議・提出

※資料番号1-2参照

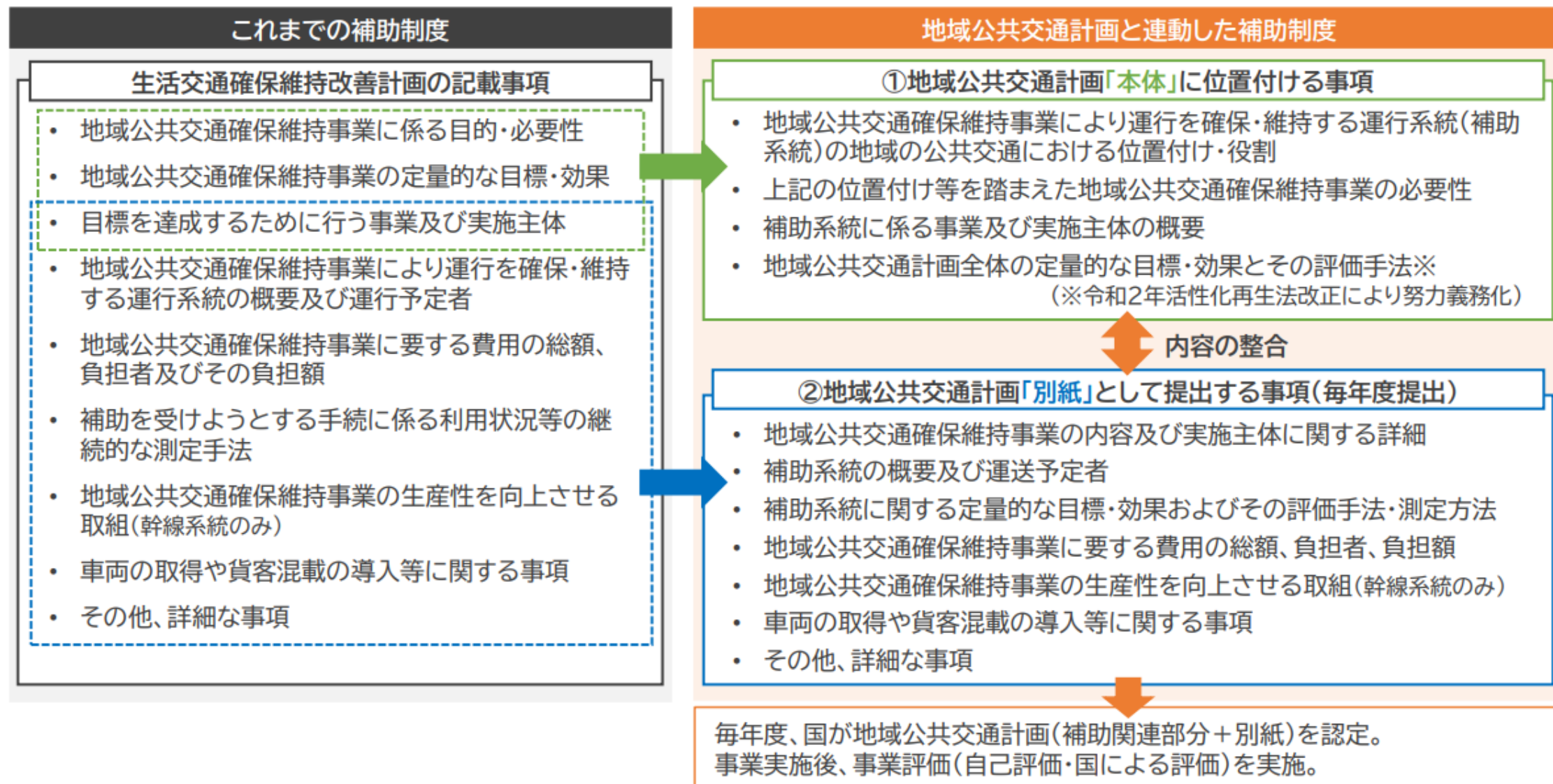
② 補助金交付申請手続き（R6.11月下旬予定）

従前：運行事業者 ⇒ 今後：調整中（国から指針が示される予定）

③ 事業評価（R8.1月予定）

従前：県・市町村・事業者 ⇒ 今後：法定協議会（地域公共交通会議）

地域公共交通計画（本体）と（別紙）について



※国土交通省資料から抜粋

